

令和 2 年第 2 回
利根町議会定例会会議録 第 2 号

令和 2 年 6 月 1 0 日 午前 1 0 時開議

1. 出席議員

1 番	峯 山 典 明 君	7 番	花 嶋 美清雄 君
2 番	山 崎 誠一郎 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	片 山 啓 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	大 越 勇 一 君	1 0 番	若 泉 昌 寿 君
5 番	石 井 公一郎 君	1 1 番	新 井 邦 弘 君
6 番	石 山 肖 子 君	1 2 番	船 川 京 子 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜 章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	飯 塚 良 一 君
企 画 課 長	川 上 叔 春 君
財 政 課 長	大 越 達 也 君
税 務 課 長	大 越 克 典 君
住 民 課 長	桜 井 保 夫 君
福 祉 課 長	蜂 谷 忠 義 君
子 育 て 支 援 課 長	花 嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	狩 谷 美弥子 君
環 境 対 策 課 長	中 村 寛 之 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直 江 弘 樹 君
経済課長兼農業委員会事務局長	近 藤 一 夫 君
建 設 課 長	中 村 敏 明 君
都 市 整 備 課 長	飯 田 喜 紀 君
会 計 課 長	田 口 輝 夫 君
学 校 教 育 課 長	青 木 正 道 君
生 涯 学 習 課 長	久保田 政 美 君

指 導 室 長 池 田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	赤尾津 政 男
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和2年6月10日（水曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--|---|
| 日程第1 | 議案第32号 | 利根町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第33号 | 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第34号 | 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第35号 | 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第36号 | 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第37号 | 利根町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第38号 | 令和2年度利根町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第8 | 議案第39号 | 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第40号 | 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第41号 | 利根町長及び利根町教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例 |
| 日程第11 | 議案第42号 | 令和2年度利根町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第12 | 請願第2号 | 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願 |
| 日程第13 | 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件 | |

1. 本日の会議に付した事件

- | | |
|------|--------|
| 日程第1 | 議案第32号 |
| 日程第2 | 議案第33号 |
| 日程第3 | 議案第34号 |
| 日程第4 | 議案第35号 |

日程第 5 議案第36号

日程第 6 議案第37号

日程第 7 議案第38号

日程第 8 議案第39号

日程第 9 議案第40号

日程第10 議案第41号

日程第11 議案第42号

日程第12 請願第 2 号

日程第13 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務
調査の件

午前 1 0 時 0 0 分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、請願第 2 号の石山議員の質疑に対する答弁を保留した件で、峯山議員から答弁する旨発言を求められておりますので、これを許します。

峯山典明議員。

○1 番（峯山典明君） 皆さんおはようございます。1 番峯山典明でございます。6 月 3 日の本会議において石山議員から質疑がございました。そちらに回答させていただきます。

質疑の内容としては、意見書案の要請が、1，証拠開示の制度化、2，不服申立ての禁止、どうしてこの二つなのかというものでございました。

まず、なぜ証拠開示の制度化なのかを説明いたします。

これまで日本の刑事裁判に関して、有罪確定率99.7%、無罪確定0.3%という世界に類を見ない裁判結果に、内外の法学者たちから疑問視する問いかけが常にありました。英米法系のみならず、ヨーロッパ大陸法系の国々から、我が国の職業裁判官のみの裁判に疑問が出され、市民参加の裁判を受ける権利が保障されないのは、欧米外国人にとって不平等であるとすら言われるようになりました。

そこで、今世紀に入って、日本の刑事裁判改革の第 1 に裁判への市民参加が課題となり、2004年刑事訴訟法改正によって、翌年から裁判員裁判が実施されることになりました。素人の市民裁判官が、的確な判断、事実の認定ができるためには、検察が収集した証拠を裁判員に法廷で開示することも徐々に広がってきました。これは、職業裁判官と裁判員ともに、裁判官として検察に証拠開示を勧告あるいは命ずるようになったからです。

この中で、有罪か否かの判断にとって最も重要なのが自白証拠です。この自白が被疑者、被告人の任意のものなのか、それとも警察、検察の取調べにおいて強要されたもの、圧力ないし誘導尋問で虚偽の自白をしたものなのか、従前から問題視されており、裁判員を

悩ませた大問題でした。

無実の者が有罪となる主な原因は、うその自白が証拠となって有罪認定されるからと言えます。昔からの「自白は証拠の王様」という考えが背景にあると考えます。

そこで、自白の任意性を確保するため、取調べの可視化、取調べ過程の録音・録画撮りが2012年頃から試験的に導入され、重要事件、裁判員裁判事件の録画化が実現されました。現在は、可視化をさらに進めるために、イギリス、アメリカ、ドイツ、韓国、台湾などで既に実施されている逮捕から起訴まで全取調べ過程の可視化、取調べに弁護士付き添いの改革要求が日本弁護士連合会などから出されています。これらは、冤罪防止するための改革策です。

2010年以降、再審無罪の判決が相次いで出され、再審制度が大いに注目されるようになりました。再審制度は誤った裁判による冤罪被害者の救済制度で、日本では現行の刑事訴訟法に19の条文をもって定められています。しかし、大正11年につくられたものが現在も引き継がれています。日本国憲法制定時に新憲法で採用された被逮捕者、被告人の権利保障が再審制度に取り込まれず、戦後70年余たった今でも再審請求人の手続面における権利保障が確立されていません。

その第1が、検察手持ちの証拠を再審請求人、弁護人に開示する明文の規定が存在しないことです。再審開始は、有罪確定判決に対して合理的疑いをもたらし新証拠の存在が決定的であって、通常の刑事裁判で開示されなかった検察手持ちの証拠の開示、弁護人の閲覧可能性が鍵となります。

つまり新証拠とは、検察が過去に集めた、かつ開示されなかった証拠に含まれています。これを裁判官が検察に開示を勧告ないし命じても、検察には従う義務がありません。これを最低でも通常の刑事裁判における証拠開示のレベルに引き上げることが、当面の法律改正の目標となっています。

通常の刑事裁判では、2004年の裁判員裁判の導入で、市民裁判官に事件の内容や有罪か否かが判断できるように、その必要に応じて検察手持ちの証拠が開示されるようになり、さらに、2016年の刑事訴訟法改正において証拠の一覧表の交付制度が新設されました。この一覧表から裁判にとって重要な証拠が開示請求でき、裁判官が検察に開示を命ずる傾向が増えてきました。

このように、通常審における証拠開示については、全面的証拠開示には及ばないものの、一定の制度的前進は見られています。2016年の刑事訴訟法改正法の附則で、政府は、再審請求審の証拠開示について検討を行うものとする定められ、改革義務を負ったわけです。

続いて、再審開始決定に対する検察の抗告問題です。そもそも下級審判決に不満を持って検察が上訴すること自体、英米法系の裁判では認められていません。日本国憲法第39条にも規定ある二重処罰の禁止から発展して、被告人に検察が二重の危険や二重の防御負担をもたらしてはいけないことに由来しています。したがって、裁判所の再審開始決定に対

しても検察の抗告は許されません。

ドイツやフランスでも、有罪確定判決に合理的疑いが発生した場合、再度裁判のやり直しをしてその疑いの根拠の有無をはっきりさせることが真実究明になるとの考えで、裁判のやり直しをストップする検察の抗告は禁止されています。

最近、日本では、松橋事件、大崎事件、袴田事件など、一旦、下級審において再審開始決定が出されたにもかかわらず、検察官の不服申立てで最高裁判所に継続することになりました。長い年月をかけて再審開始決定を受けたとしても、それに対する検察官の不服申立てが許されれば、再審開始要件の高いハードルを越えた再審請求人に対してさらに重い負担を課し、長い審理時間を要することになってしまいます。これでは、冤罪被害者の速やかな救済は期待できず、憲法適合性にも疑義を生じかねません。

日本国憲法39条によって不利益再審の規定が削除され、再審の目的は無辜の救済となりました。

国民救援会は、無辜の救済という再審の理念に基づいて、請求人や弁護人の権利を保障した抜本的な再審法の改正が必要だと考え、第59回全国大会で、当面、再審における証拠の全面開示、再審開始決定に対する検察の不当な不服申立ての禁止などを求めることを運動方針として決定しております。以上になります。

○議長（船川京子君） 答弁が終わりました。

日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1、議案第32号 利根町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、質疑をいたします。

外出自粛要請と新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減している、激減しているという状況を踏まえて、収入に相当な減収があった事業者について納税を猶予する特例が設けられました。これは国と地方においても設けられております。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税の改正があったわけですが、利根町における事業者というか、納税者はどうなっているのか、それについて伺いたいと思います。

提案理由にございますように、その順序に従ってお伺いをしたいと思います。

まず、一つ目として、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について伺います。

これは令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用自動車が対象とな

っておりましたが、今回、法の改正によって、令和3年3月31日まで6カ月間延長されるものですが、この改正は取得期間のみなのかどうなのか。性能別等による税率の変更があるのか。また、利根町において該当する台数などについてお伺いしたいと思います。

次に、町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長について伺います。

これは令和3年12月31日までに自己の居住用財産、入居したその財産、あるいは取得した財産、それが対象になると思うんですが、まだ期限が来ていないということで把握がしづらいと思いますが、令和元年度でも結構です。利根町でどのぐらいの控除対象件数があるものなのか、お伺いしたいと思います。

それから、3番目の中小企業の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準の特例等でございます。中小企業あるいは小規模事業者の税負担の軽減を図るために、事業者の所有する建物や設備が、2021年度の固定資産税あるいは都市計画税を事業収入の減少幅に応じてゼロや2分の1に減らすという説明があったかと思います。その法人あるいは個人の事業者は町内に一体何件あるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、4番目、町税の徴収猶予制度の特例等の規定、これも地方税が改正になって4月30日から施行されたことによる、新型コロナウイルス感染等に係る徴収猶予の特例でございます。

そこで、一般のというか、普通の納税者については該当しないと思うんですが、事業をやっている個人あるいは特別徴収義務者、要するに会社が不景気で従業員にも給料を払えなくなっている、そういう状態になった場合に、この徴収義務者の猶予、税金が入ってこなくなるわけですから、この状況、今までにそういう申請があったのかどうなのか。また、今後起こり得るのかどうなのかも含めて、見通しについてお伺いしたいと思います。

以上、4点についてお伺いします。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越税務課長。

○税務課長（大越克典君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

まず、一つ目の軽自動車環境性能割、こちらは期間の延長のみか、また税率及び台数についてはとのことですが、今回改正する軽自動車環境性能割に対しては、取得期間の延長のみでございます。

軽自動車の環境性能割の軽減区分を例に挙げますと、電気自動車や燃料電池自動車及び天然ガス自動車などは非課税となっておりますが、ハイブリット車やガソリン車、LPガス車などは、本来の税率1%から2%までと燃費基準により区分されております。

今回の改正は、軽減期間を半年間延長しまして、令和3年3月31日までに軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率が本来の税率より1%分軽減されるものです。

これまでの利根町の実績ですが、自動車取得税から環境性能割としてスタートした令和元年10月1日から令和2年3月31日まででございますが、33台分に対し軽減が適用されて

おります。

次に、二つ目の控除対象件数はとのことですが、新型コロナウイルスによる住宅借入金等特別控除の対象者は来年の確定申告をしていただいた方となりますので、現時点では控除対象件数は分かりかねます。

参考までに、令和2年度の町県民税で住宅借入金等特別控除を受けている件数は、全部で256件ございました。

次の3番目の町内法人及び個人の数とはのことですが、令和2年3月31日現在、町内で法人町民税を申告していただいている法人件数は236件ございます。今回の中小事業者等に対する固定資産税の特例内容ですが、二つございまして、一つ目は、新型コロナウイルスの影響により令和2年2月から令和2年10月までの間で、連続した3カ月間の中小事業者等の収入合計額が1年前の3カ月間と比較して50%以上減収となる場合はゼロ、30%以上50%未満の減収になる場合は2分の1と、令和3年度分の1年間に限り、事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税並びに事業用家屋に対する都市計画税を軽減するものです。

二つ目は、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定した認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等の機械装置や事業の用に供する家屋及び構築物について、3年間分固定資産税額のみをゼロにするものです。

次の4番目の特別徴収義務者の状況についてはとのことですが、現在のところ、事業者からの徴収猶予申請に対する御相談は1件ございます。またほかに、固定資産税で個人の方から2件、法人町民税で事業主から1件御相談をいただいているところです。対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税目が対象となります。

いずれにしても、これから新型コロナウイルスの影響による徴収猶予に対しての御相談は増えてくるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今回、該当しないだろうということで通告していなかったんですが、法第25条関係、もしあったらお話しいたきたいと思います。

では、2回目ですが、新型コロナウイルスの特別定額給付金、子供からお年寄りまで、生ある人間は全部頂いたと思うんですが、これは課税対象になるんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、今お話を聞くと、企業等、会社等からの経営についての相談とか、減収についての相談があまりなかったとお答えになっていますが、これから増えるというふうに私は思っております。そういうことで減収が予想される場合に、その補填はあるのかどうなのか。

その3点お聞きしたいと思います。

○議長（船川京子君） 大越税務課長。

○税務課長（大越克典君） それでは、井原議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、1点目の寄附金控除とのことですが、前回と説明は重複してしまうかも知れないですが、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置の影響によって、文化芸術またはスポーツに関する行事等が中止になって生じた入場料金等の払戻しということで、20万円を限度にこちらの寄附金控除として住民税のほうも適用になるというものでございます。

二つ目の定額給付金ですが、税務署のほうに電話で問合せをしてみましたところ、この10万円に関しては非課税ということになるそうです。

それと、収入の減収分の補填ですか、こちらはまだ正式な文書というのはいないんですが、先日の地方税法の改正に伴って、交付金等で補填はされると伺っております。以上でございます。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第32号 利根町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第2、議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第33号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第3，議案第34号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第34号 利根町手数料徴収条例について伺います。

今回、この流れを見ますと、平成27年頃から住民票を有する全ての住民に対して書留で郵送され、そして平成28年から社会保障あるいは災害対策における各種手続について本人確認のためにこれが利用されてきたと思います。

今回、令和2年5月2日でマイナンバーカードが廃止されると。この条例はただ手数料の廃止だけなんですけど、廃止されるということで、再発行の申請及び住所氏名、その手続ができなくなるということです。これからは行政においては、このマイナンバー、この数字、これはあらゆる行政において必要だと思うんですよ。その際に、この前の何月かの一般質問でも言っておいたんですが、誰一人として、恐らく七、八割、九割の人は自分のマイナンバーを覚えていないと思うんですね、カードを持っている人以外は。また持参していきなや分らない。

そういう中で、行政は、では、こちらで調べましょうかというようなことで、行政内では住民サービスのために、言葉は悪いんだけど、たらい回ししているわけだね、この利用を。

そういうことなだけども、それで当時は、そのたらい回しについての個人の情報等について漏れないように条例等を整備しなさいということで終わらせておいたんですね。でも、それはまだやっていないようだし、これまでの一般質問の約束事でどういうことをやったかという中にも、総務課長のほうから事前に答弁がなかった。それはそれで過去の話として、また後で場を変えて言いますが、そうすると、どうなんだろう、一々、マイナンバーがついた住民票を取りながら我々行政の窓口へ行って、住民課へ行って住民票のマイナンバーがついているやつを申請して取って、別の窓口へ行って、私の番号はこれですよと、そういうふうにはやらないやならない、本来であれば。大変面倒くさいんじゃないかなということもあるので、今後どうなるのかなと。

また、マイナンバーカードを取りたい、通知カードと交換しなきゃ駄目だということなだけども、通知カードをなくしちゃったという人はマイナンバーカードを申請できないのかどうなのか。その辺を含めて全体的なことについて、流れをずっと説明してくれませんか。そうすれば質疑は1回で終わりますが、お願いします。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

桜井住民課長。

○住民課長（桜井保夫君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

通知カードの廃止がどうなるのかとの御質疑でございますが、今、議員がおっしゃられたように、通知カードというのは、マイナンバー制度開始時に世帯主に送付された個人番号が記載された紙製のカードでございます。その中に入っている同封のマイナンバーカード交付申請書により申請することで、プラスチック製で写真付のマイナンバーカードが無料で交付され、その時点で通知カードは返却することになります。

ですけれども、既に交付済みの通知カードにつきましては、記載事項に変更がない場合に限り、引き続き個人番号を証明する書類として使用可能です。また、出生などにより新たに個人番号が付番された方に対しては、通知カードに代わり、個人番号通知書というものが世帯主宛てに送付されます。

こちらの個人番号通知書は、個人番号をお知らせするためのもので、個人番号を証明する書類としては使用できません。証明する場合は、マイナンバーカードを申請するか、個人番号の入った住民票を申請していただくことになります。

それで、その通知カード交付時に同封されていますマイナンバーカード交付申請書につきましては、変更がありましてもそのままマイナンバーカードの申請ができるようになってございます。説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第34号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第4、議案第35号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8 番井原正光議員。

○8 番（井原正光君） それでは、議案第35号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

新型コロナ感染が疑われる者、被保険者に生活保障としての傷病手当金を支給するためにこの条例をとということです、予算書のほうの説明の中で合わせるとその対象者は20名

いるよと。それで、金額あるいは日数等についても説明があったかと思います。

では、その病状、疑われる者とだけしか説明がなかったように記憶しているんですが、これは一体誰が判定というか、見るんですか。医師が診るものには違いはないですが、そのときの病状等は、その医師の診断書かなんかをもって出すんですか。既に20人が確定して予算を計上してあるんですが、その辺の細かい点について説明ください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、井原議員の被保険者の病状等について御説明させていただきます。

現在、相談・受診の目安は、息苦しさ、これは呼吸困難、強いだるさ、これは倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合の方や、重症化しやすい方で高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を要している方で発熱やせきなど比較的風邪の症状が続く方が対象となります。

また、相談としては、先ほど説明した中で、発熱やせきなど比較的風邪の症状が続き、いずれかに該当する場合は、帰国者・接触者相談センター等に相談する旨が示されております。

また、申請のところで、医師の診断書とかあるんですが、この傷病手当の申請書は、まず本人の申請書、また事業者の記入の申請書、あと医療機関の記入申請書、これを提出していただきます。説明は以上となります。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第35号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第36号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第36号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第37号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第37号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第38号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

通告順に質疑を行います。

3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 質問に入る前に、お礼の言葉を一言述べさせていただきます。

6月2日の新聞にもあるとおり、利根町の個人当たりの一律10万円給付が茨城県でも一番よかったと、92.5%と。一番悪いのは常総市で2.5%だと。これは非常に住民にとってうれしい出来事でありましたし、私ども4名、井原、花嶋、石井、片山が、この給付を早くするようにという要望を町長宛てに出しました。そういうことから見ても、この達成率、給付率、非常にうれしく思っております。改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に移らせていただきます。

一般会計補正予算（第5号）、14ページ、15ページです。教育費で、GIGAスクールICT環境整備事業、これは国の政策が、この前説明を受けますと、今年度で全ての小中学生に環境整備を整えるという予算が計上されたということで、利根町も議案第38号と42

号に提示されておりますが、これによって小中学校の生徒1人当たり全員にタブレットが交付されて、その事業が推進できるような環境整備をするということですが、いつその整備が整うのか。

聞くとところによると、日本全国一律という形になりますから、これだけの機器をこの後半年ぐらいの間に、今年度中にそろえるというのは、非常に私は厳しい環境だなと思っております。現時点で分かる範囲で結構ですから、利根町としてはいつ配備できるのか。

それと、もう一つは、小学校の統廃合が既に決まっております。7月5日には住民説明会があると伺っております。

そういう中で、令和5年度ということになっておりますが、各小学校は3校に整備するわけですが、残りの2校は統廃合で廃校になっちゃうというところで、その設備が無駄にならないか、いろいろな事業に活用できるのかどうか、その辺についても御質問いたします。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、片山議員の御質疑にお答えいたします。

御質疑いただきました内容につきましては、議案第42号、補正予算（第6号）にも関連しての御質疑だと思いますので、併せて御説明申し上げます。

まず、1点目の児童生徒へいつ頃配備できるのかとの御質疑でございますが、利根町は茨城県の共同調達の予定をしております。スケジュールといたしましては、9月末から10月におきまして県のほうで契約業者が決定し、その後各市町村において契約を締結することから、令和2年度末、令和3年3月に配備が完了する予定でございます。

全児童生徒に配備する端末機器、タブレットパソコンの通信ネットワーク、いわゆるLAN整備工事を全小中学校において実施いたします。その後、タブレットパソコンを配置するということになりますので、今年度末の配備を予定しているところでございます。

続きまして、2点目の統廃合が迫っている折、無駄にならない整備となるのかとの御質疑でございますが、議員御指摘のとおり、小学校の統廃合も控えてございますので、できるだけ無駄のない整備を考えているところでございます。

タブレットパソコンにつきましては、児童生徒1人1台でございますので、統合時にも使用することが可能となります。

ただし、電子黒板、電源キャビネットにつきましては、普通教室に各1台ずつ設置しますと、統合時に不要となってしまいますので、その辺も含めまして、小学校に購入する予定の電子黒板につきましては、各フロアに1台、また特別支援学級用に1台、合計4台を各小学校に導入するというので、統合の折には、文小学校、文間小学校に購入したものを布川小学校に持ってくるという形で考えております。

また、校内ネットワーク機器整備工事LAN整備につきましては、廃校となる予定の二

つの小学校につきましては、今申し上げましたが、普通教室と特別支援教室のみ整備を予定する考えをしております。

G I G Aスクール構想の重要性と小学校統合に係る経費等を考慮しながら、整備のほうを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今年度末には配備できると聞いて安心したところもありますが、実はコロナウイルス感染が第2波、第3波の可能性が十分あると言われております。また、その感染拡大された際にはまた休校という措置が取られる可能性が非常に高いということで、今年度については、特に3カ月も休んでいるような子供たちがいるような状況で、この後また休校措置を取らざるを得ないような状況のときに、学力低下が非常におそれられます。そういうときにも、こういうタブレット関係、I C Tが活用できれば非常に有効だと思っております。一日も早い整備をお願いして質問を終わります。

○議長（船川京子君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 私も、同じように情報通信ネットワーク環境整備事業、この流れと内容についてということで、今お話大体伺いました。

もう一度、G I G Aスクールサポーター、あるいはタブレットを導入することによってI C T支援員の採用というか、その人員確保はどうするのか。

もう一つ、今お話があったかと思うんですが、入札ですね、金額が大きいので。県のほうでどうのこうのというお話をされていましたが、もう一度細かくお話をお聞かせください。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

タブレットパソコンを入れた際の指導員、支援員の配置ということでございますが、片山議員の御質疑のときにもお話をさせていただきましたとおり、今年度は、まずは配備ということを優先的に考えておりますので、入った後に各小学校で必要であれば指導員のほうは入れていきたいと思っております。

一応、現在の新学習指導要領で、パソコンを使ってどのような授業内容を行うのかと申し上げますと、小学校では、文字の入力や基本的な操作を習得させる、また、新たなプログラミング的思考を育成するということがうたわれております。低学年、中学年、高学年とやる内容が変わってくると思います。先生方だけでは追いつかない部分に関しましては、支援員さんを入れまして指導のほうは進めてまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今年度は機器導入だというお話でございました。ここにも、予算、確かに機器の購入しか載っていません。しかし、機器導入と同時に、生徒、教師が実際に

それをすぐ使えるように、そういった指導員の配置は私はすべきだと思うんですが、その1点について、教育長お願いします。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） G I G Aスクールサポーターの配置ということですが、G I G Aスクール構想の国の計画の中にも配置支援事業として補助があります。公立学校としては補助割合が2分の1、I C T環境整備の設計、あるいは使用マニュアル、ルールを作成など、まだ申し込んではいないんですが、2次補正の中でもし許可をいただけるのであれば、追加の申込みという形で進めていきたいと思います。

また、新しい機械が入るわけですので、もちろん子供たちに教えるためには教員がその使い方に慣れなければならないと思います。取扱いの業者、あるいはI T支援員という形で町雇用の支援員もございますので、そういったところで研修を積み、さらには町の情報教育研究会なる組織がございます。その中で、どんな使い方が有効となるのか、あるいは今度始まるプログラミング教育の中でどんな使い方ができるのか、あるいは学校休校の折にどういう形で子供たちにタブレットの利用を進めるのか、そういったことを情報教育研究会の中でも話し合って、見通しを持って進めていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 3回目になるんですが、機械を今度入れると。今言ったサポーターについては今後の問題だという話です。

そこで、今いろいろ課題になっているのは、機器の業者と、教師、児童等の技術的な使い方へのサポーター、それが癒着するおそれがあるんじゃないかと。機器の業者が抱えている技術者がサポートを行って、この2分の1の補助金の範囲内で派遣されるおそれがあるので、それはよしたほうがいいんじゃないか、そういう意見があるんですよ。それは十分に注意してもらいたいと思うんですが、町長、お考えをお聞かせください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） その点に関しては、教育委員会のことなので教育長に全て任せております。

先ほどプログラミングの質問もありましたけれども、今回の給付金に関しても、今年度入ってくれた職員が、茨城計算センターの書類を待たずしてエクセルからワードに差し込み印刷ができるという人がいましたので、器用な人たくさんいますので、そういう人に頼んで13日に通知を出せたというのもあります。

そして、今、子供たちは全くできないだろうと既成概念で皆さん思っているかもしれませんが、結構できますよね、子供のほうが。タブレット、信じられないぐらい、保育園の子供たちもやっていますので、その辺は私は分からない部分だけを教育長に学校教育課でもんでもらってやっていくのもいいんじゃないかと思っていますところですよ。

あと癒着という面も、そんなことは一回も考えたことなかったんですが、あるかもしれ

ないことなので、その辺も注意していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明でございます。二つ質問させていただきます。

まず、一つ目が款6の商工費、こちらの観光費の中の観光事業についてです。観光協会が主催する事業で今回中止になったものは納涼花火大会のみかどうか。

そして二つ目、教育費の中の教育研究指導費、いじめ問題調査委員会委員報酬についてお尋ねします。回数、人数など、より詳しい内訳はどのようなになっているか、お尋ねします。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 峯山議員の御質疑にお答えします。

観光協会が主催する事業で今回中止になったものは納涼花火大会のみかという質疑ですが、観光協会が主催する事業で今回の新型コロナウイルス感染症の影響により中止を決定した事業につきましては、現在のところ、利根町民納涼花火大会のみでございます。以上です。

○議長（船川京子君） 池田室長。

○指導室長（池田 恭君） 峯山議員の質疑にお答えいたします。

まず、いじめ問題調査委員会委員報酬の内訳についてですが、聞き取り調査開催に伴う調査員の報酬となっております。委員長1名3万円掛ける6回分18万円、委員報酬1名2万5,000円、6回分15万円、合計33万円となっております。また、旅費、費用弁償で、聞き取り調査対象者への参考人実費弁償になりまして、1日6,000円掛ける5名分3万円、役務費、火災保険料で参考人の共済保険料1日130円、6名分で780円のため1,000円となっております。委託料、会議録音ファイル反訳料としまして1時間1万4,300円掛ける3時間、6回分で25万7,400円、なので25万8,000円となっております。

以上、いじめ防止対策推進事業の61万9,000円の内訳でございます。以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第38号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開を11時10分とします。

午前 10 時 59 分休憩

午前 11 時 10 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第 8，議案第 39 号 令和 2 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第 39 号 令和 2 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は，原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第 9，議案第 40 号 令和 2 年度利根町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第 40 号 令和 2 年度利根町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第 10，議案第 41 号 利根町長及び利根町教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を議題とします。

質疑通告議員は 1 名です。

質疑を行います。

8 番井原正光議員。

○8 番（井原正光君） それでは，質疑いたします。

新型コロナウイルス拡大に伴って、今、全国で、国を含め地方自治体も、各市町村長あるいは教育長、また議員が、給料の削減、あるいは期末手当の削減等を行っております。

当町でも、議員が、今回、私を除いた議員ですが、政務調査費の返上を行ったところがあります。私は行いません。幾らコロナが拡大しようとも、議会での議論、これは住民に知らせる必要がありますので、この政務費を使って住民とのパイプ、要するに議会の情報を流すには必要な政務調査費だと私は思っております。ですから、受領いたします。

それはそれといたしまして、6月5日の茨城新聞に、つくば市長退職金22円という記事がございました。公約に掲げていたことを実行するんだと、ゼロにすることはできないので最少の1円として計算した額が22円だということで、いかに首長の公約というのは重要かなというふうに思われます。

当町でも、佐々木町長、これと類似した給料削減、報酬削減等をうたったんですが、残念ながら任期途中でこれを廃止してしまった、残念だなと思います。

それはさておいて、今回、利根町長と利根町教育委員会教育長が100分の10を乗じて得た額を減じるんだというふうなことが議案として出されました。各市町村によって全部まちまちですが、当町において100分の10になったその背景は何なのか、町長、お聞かせいただきたいと思います。

これは総務課長じゃなくて、総務課長は事務屋だから、決めるのは、町長、教育長でお話をして、あなたがこの案をつくったんでしょうから、ぜひとも町長の口からお話いただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほど途中で断念したというような言葉がありましたけれども、断念じゃないです。私は、公約の中で、最初から福祉バス、町で出せないんだったら、交通の便が悪いということで、それを1台私の報酬を削減してもみんなに与えようと、みんなが本当に利根町を歩くのに不便だなと、そういうふうに感じてやった次第でございます。

今回も、いろいろなところで首長さん方、教育長さん方、三役ぐらいは、議員の方も、河内町、名前を出しはあれだけでも、半年ぐらいやって500万円近いお金を町民のために出してくれたと。すごいことだなと。ぜひこの利根町でもやらなきゃいけないんだと、そういうふうに感じましたので、その金額を教育長と話しまして、10%を2カ月間、合計20%、これは定額給付金の額が1人当たり10万円ということなので、それぞれそれに見合う減額として決めたものでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 背景はよく分かりました。新型コロナウイルス感染拡大の影響を勘案して、臨時特例として今回10%を減額したということですが、議員の政務調査費もそうなんです、町長が10万6,000円、教育長が9万3,000円、議員が62万6,000円、これど

こへ使ったか分からなくなっちゃうと思うんですね、ただ減額しただけでは。

この新型コロナウイルス、２次感染、３次感染の話はありますけれども、また何十年か後に、例のスペイン風邪じゃないけれども、起こり得る可能性があるということで、今回も、国あるいは各市町村みんなまちまちなんだけど、それに備えて積立基金を設ける市町村もありますが、こういう考えはあるのかどうなのか、町長、その辺お聞かせください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 大切なことだと考えています。これから職員ともいろいろ話し合いながら決めていきたいと考えているところです。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第41号 利根町長及び利根町教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第11、議案第42号 令和２年度利根町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

質疑通告議員は4名です。

通告順に質疑を行います。

4番大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） 新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業、利根町中小企業者経営支援助成金について、助成金対象の主な要件、申請方法、申請に必要な書類、申請時期、助成金の支給時期について伺います。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、大越議員の御質疑にお答えいたします。

利根町中小企業者経営支援助成金について、助成金対象の主な要件、申請方法、申請に必要な書類、助成金の支給時期など、助成金の概要についての御質疑でございますが、こ

の利根町中小企業者経営支援助成金につきましては、現在要綱を作成中なので、詳細についてはこれから最終的に詰めていきますので、現時点で決定している概要等について御説明させていただきます。

1 番の助成金対象の主な要件ですが、今回の利根町中小企業者経営支援助成金の対象となるのは、町内に事業所または事務所を有する中小企業及び町内に在住している個人事業主等で、1 年以上継続して企業活動を行っている事業者が対象になります。助成金交付の要件は、新型コロナウイルスの影響により、2020年2月から12月までのうち、売上高等が前年の同月比で20%以上減少している月があることが助成金交付の要件になります。

続きまして、2 番の申請方法ですが、所定の申請用紙に御記入の上、必要書類とともに役場経済課商工観光振興係まで提出していただくことになりますが、感染防止の観点から、なるべく郵送での申請をお願いしたいと考えております。もちろん窓口へ直接お持ちいただいても受付はいたします。

続きまして、申請に必要な書類、事業者によって若干異なる場合もございますが、共通様式としまして、助成金交付申請書兼請求書、誓約書及び同意書、口座振替依頼書、そのほか事業実態や売上高等を確認するための書類といたしまして前年分の確定申告書の写し、売上高等が減少になった月の売上台帳等の写しなどが必要になります。

助成金の支給時期ですが、申請の受付は、本定例会の予算成立後速やかに受付が開始できるよう現在準備を進めております。来週中には、町内への周知とともに、申請受付を開始したいと考えております。

また、助成金の支払いにつきましても、申請が上がり次第、スピーディーに振込ができるよう申請を受理した当日また翌日には書類審査、交付決定を行いまして、交付決定後速やかに振込ができるよう進めたいと考えております。説明は以上です。

○議長（船川京子君） 次に、9 番五十嵐辰雄議員。

○9 番（五十嵐辰雄君） それでは、質疑いたします。

9 ページ、款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 18 負補交で 6,700 万円について質疑いたします。

利根町中小企業者経営支援助成金交付事業について、6 月 4 日の全員協議会で企画課長から説明がありました。法人については 30 万円、146 件で 4,380 万円、個人事業主については 20 万円、116 件で 2,320 万円です。この中には、前回支給しました飲食店等は含まれていません。このような説明です。

そこで、この法人の数について、平成 30 年度の主要施策の成果説明書によると、法人税均等割納税義務者の数は 245 法人となっています。この中には分割法人が 52 含まれています。中小企業者経営支援助成金交付金には、大企業と飲食店及び飲食料品小売業は含まれていないと。ここで、245 法人のうち対象外となる法人数を除くと、どのくらいの法人数を見込んでいますか。

それから、2番、個人事業主についての考えでございますが、新型コロナウイルス感染拡大から営業方式や業態も大分変わりました。先取りしたビジネスモデルの創造や構築を進めています。店舗を持たない個人事業主もあると聞き及んでいます。インターネット販売も伸びています。大手の宅配業者から個人事業主として配達物を引き受ける事業者、そして訪問販売業、車による移動販売、それからオンラインによるデータ処理事業、業種業態も非常にさま変わりしています。

個人事業については、国の統計がないのが、実態が見えない一つの原因でございます。そして、名ばかり事業主として各種保険も適用されません。今の流行ですと、国のほうで言うフリーランスとか、こういう新しい造語がたくさん生まれました。

そこで、先般、個人、法人問わず飲食関係の業者には一律30万円を支援し、今回、法人については30万円、個人事業主については20万円と、この10万円の差というのはどういう根拠によるんですか。前回の原資は財政調整基金、全て町の財源です。今回の場合は、全部国庫金でございます。財源が違うからかもしれませんが、その違いをお答えください。

それから、支援助成金の申請要領については、大越議員から質疑ありましたので割愛いたします。

そして、個人、法人とも申告書の写し、確定申告、並びに事業によって法人は決算書の写し、そういう提出物が必要と思います。

それから、マイナンバーでございますが、今、申告にはマイナンバーを記載するのが義務でございます。今回、マイナンバーを記載すると、役場のほうでも行政事務の一元化に非常にいいと思うんですが、その点についての考え。

それから、この支援制度について町民に広く漏れなくお知らせをする方法ですが、前回の飲食業については、商工会を通じて商工会員には封書で通知が来ました。やはり知らない人が多いので、役場のほうとして全ての該当者に周知する方法について伺います。

それから、世帯員でございますが、今はみんな世帯員もそれぞれ仕事をしております。個々の世帯員がいろいろな仕事をしていますが、その場合、世帯員個々についての条件があれば、支給対象になるかどうか伺います。以上です。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、五十嵐議員の御質疑に対して説明いたします。

最初に、中小企業者の把握ということで、今回の利根町中小企業者経営支援助成金に係る補正予算の算出根拠として、対象になる事業者件数は、5年に一度国が行っている統計調査、平成28年度の経済センサス活動調査で公表されているデータを基に算出しております。

これによりますと、利根町における事業者数は、今回の助成対象とならない飲食店、飲食料品小売業を除く全産業で合計328事業所がございます。そのうち法人が183件、個人事業主は145件という内訳になっておりますが、統計データが約4年前のものになりますので、この中には現在既に活動実態がない事業者や新型コロナの影響を受けていない事業者もあると思われますので、そういった事業者を約2割と想定し、法人と個人事業主にそれぞれ0.8を乗じて対象事業者の見込み件数を算出しております。

次に、小規模事業者緊急経営支援助成金30万円との金額の差異ということですが、先般、臨時議会において採択いただいた町内の飲食店及び飲食料品小売業を対象とした利根町小規模事業者緊急経営支援助成金では、前年同月比の売上げが20%以上減少した飲食店等に対し30万円を助成しております。

今回の中小企業者経営支援助成金では、法人には30万円、個人事業主には20万円ということになっております。個人事業主の場合、飲食店とそれ以外の業種で助成金に差異がございますが、これは国で実施しております持続化給付金においても法人は上限200万円、個人事業主は上限100万円としているものと同様の考え方でございます。

飲食店、飲食料品小売業への支援につきましては、御承知のとおり、今、全国の飲食店が、今回のコロナウイルスの感染症の拡大または緊急事態宣言により、外出自粛などの影響により大きな打撃を受けております。

当町におきましても、職員の聞き取り調査の結果、多くの店で3割から4割以上売上げが減少しており、この状況が長期化した場合、廃業せざるを得ないという声も多く聞かれました。こうしたことから、飲食店、飲食料品小売業を営む事業者に対しては別枠で緊急的な経済支援が必要と判断し、当面の企業活動の維持継続のための運転資金として30万円を助成いたしました。

続きまして、マイナンバーによる行政業務の一元管理、今回の中小企業者経営支援助成金の申請に当たっては、必要書類として確定申告書の写しを添付していただくことになっております。これは事業者の活動実態の把握と前年の売上額等を確認するために添付していただくもので、個人事業主の方には前年分の確定申告書の写し、法人であれば法人町民税の申告書の写しを添付していただいております。

議員の御質疑にありましたマイナンバーによる行政事務の一元管理についてですが、確定申告書へのマイナンバーの記載は、現在はまだ義務化ではございませんので、記載があるものとないものがございます。

また、マイナンバーは、原則、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることになっており、今回のような助成金の交付に係る審査等で利用することは目的外利用になるおそれがあるほか、仮に利用できるようにするためにはシステムや制度上の整備が必要となりますので、難しいと考えております。

対象となる事業者への周知方法との御質疑ですが、今回の中小企業者経営支援助成金は

飲食店と飲食料品小売業を除くほぼ全ての業種が対象になってきますので、漏れなく広く周知を行っていく必要があると考えております。

飲食店の場合は、場所も特定でき、件数も限られていたことから、職員が直接お店のほうに出向いて助成金の説明と申請書の配布などを行いましたが、今回は件数も多く、個人事業主などは店舗や事業所を持たず在宅で営業されている方も多くいると予想されることから、対象者の把握がかなり難しいと考えておりますので、周知に関しましては、町公式ホームページや町内一斉メール、広報、回覧、SNS等で幅広く周知を行っていくほか、利根町商工会や各業界団体等にも御協力をいただきながら会員向けに案内通知を発送するなど、継続して周知を図っていきたいと考えております。

続きまして、世帯員が個々に事業を営んでいる場合の取扱いについてでございますが、例えば夫婦や親子など、同じ世帯でそれぞれが個人事業主として事業を営んでいるようなケースが考えられると思いますが、今回の助成金は世帯での収入ではなく個々の事業主単位で判定いたしますので、助成金の交付要件を満たしていれば、同一世帯員であってもそれぞれに助成金の交付は行われます。説明は以上です。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 課長、大分詳しく説明を受けまして、ほぼ理解いたしました。

そこで、国のほうの200万円、100万円の持続化給付金ですが、受付してから40日間を経過して約180万件の申請があったそうでございますが、なかなか事務処理に追いつかないと、国会等でもいろいろ問題点が指摘されております。

今、各業界とか商工会、私も商工会の一員でございますが、今、会員さんも200名ちょっとでございますので、組織を使っても組織に加入していない方が多うございます。せっかくあるんだから役場の広報体制、できれば課長、要綱とか要領を簡単に各戸配布ぐらいで、回覧というのはあまり見ないから、こういうのを出さないで困っている事業主もたくさんあります。ですから、せっかくの国のこういった制度をうまく町民に底辺までその趣旨が浸透するようにお願いしますよ。

公務員とか年金生活はあまり被害はないようでございますが、本当に困っている方が相当あります。今回は、農業関係者は何らその支援策が得られないと。もっとも4月頃種をまいて収穫は秋ですから、ここは水田が主でございますので影響はあまりないと思うんですが、やはり幅広く、漏れなく。

それで課長、この飲食店については職員が現地に踏査をして調べたと、そしてひどいという悲鳴を上げた声を耳にしたと思うんですが、今回も経済センサスとか個人の確定申告、確定申告については経済課は別だから、確定申告の用紙なんかは見られないですから、よくその現地を見て、24平方キロの全体を見回して、産業の実態を見渡して、その疲弊した住宅街とか商店街とかつぶさに現地踏査して、きめ細かな熱の籠もった温かい御支援を切にお願いします。もう一度、課長の心構えをお聞きします。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 五十嵐議員の質疑にお答えします。

簡単なパンフレットということですが、飲食店のときにも簡単な説明のパンフレットを作成しておりますので、今回の中小企業支援のほうにも同じようなパンフレットを作成していきたいと考えております。以上です。

○議長（船川京子君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 6番の商工費の中の節18負補交で、利根町中小企業経営者支援助成金6,700万円についてなんですが、大越議員と五十嵐議員からこれと同じような質問なので、取りあえず私の聞きたかったのは、法人で30万円、個人事業主が20万円、これを決めた根拠について説明をしていただきたいと思います。

それに、法人が146件、これは平成28年度のベースを基にしてつくりましたということは分かりました。ただ、この増減の中で、これよりもっと多かった場合また補正をやってくるんでしょうけれども、この30万円が多いというよりも、それが適切なかどうか、その辺を説明してください。

それに、この議案第42号が通った場合に、これはただ出すのではなくて、要綱等をきちんと決めて、今、準備している段階だと思うけれども、その辺についてお答えください。

それに、ほかの市町の法人あるいは個人事業主に対して支出する助成金、分かる範囲でいいですから、分かったらほかの町村の金額等を教えてください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、石井議員の質疑に対してお答えをいたします。

30万円、20万円に設定した根拠ということでございますが、今回対象となる法人には30万円、個人事業者には20万円と助成金に差がございます。一般的に法人は、個人事業主に比べ事業規模が大きく従業員も多いこと、また、コロナウイルスの影響により売上げ減少額も個人事業主に比べ大きくなると予想されることから、法人に対しては、個人事業主に比べ10万円多い30万円を助成するものとしたしました。

これは、国が行っております持続化給付金においても、法人は上限200万円、個人事業主には上限100万円としているものと同様の考え方でございまして、今回の利根町中小企業経営者経営支援助成金は、国の持続化給付金の対象、売上げ50%以上の減少を満たさないが少なからず影響を受けている中小企業、個人事業主への支援という側面もございまして、このような金額を設定しております。

要綱につきましては、現在策定中でございますが、今定例会を完了し、すぐに要綱を完成させまして公告するような形を現在取っております。

あと他市町村ということで、一応参考まで、取手市、売上げ減少が30%以上、中小企業

に20万円，個人事業主に10万円，土浦市，売上げ減少30%以上，1事業者当たり20万円，水戸市，売上げ減少30%以上，中小企業20万円，個人事業主に10万円，日立市，売上げ30%以上，最大20万円，結城市，売上げ30%以上，一律10万円，ひたちなか市，売上げ30%以上，中小企業小規模事業者には20万円，個人事業主に10万円となっております。以上です。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の課長の説明で，大体，市でも20万円と10万円ということなんだけれども，そうすると利根町は大したものだなと。だから，なるべく早くスピード感を持って支出していただきたいなということで，答弁は要らないです。終わります。

○議長（船川京子君） 次に，6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子です。議案第42号に対しまして，質疑三つほど挙げました。ページでいきますと，2番と3番が順番に沿ってないんですが，申し訳ございません。この記述の順に質問，質疑いたします。

1番は，総務費，総務管理費，行政事務改善費の電子自治体推進事業について，こちらの説明を受けましたが，有事の際に出先機関内での住民票発行等の業務というふうに伺いました。この件については，自然災害，それから感染症対策等の折に事業が継続していくという意味で大変重要な事業だと思いましたので，質疑いたします。

この住民票発行以外に，例えば自然災害時の罹災証明書発行等がこちらには関係してくるのか，もしくはこの発行なども可能になるような体制の整備なのではないかということをお聞きいたします。

2番目に，小学校と中学校のGIGAスクールICT環境整備について，備品購入費のタブレットパソコン，こちらについて内容をお伺いいたします。セキュリティ対策ですとか，ランニングコストのことにも関係してきます。まずは学習内容，こちらが大切になってきますので，その学習を推進する，サポートするためのタブレットパソコンの機能をお伺いしたいと思います。

まず，文科省の標準仕様に沿ったもので選ばれていると思いますが，タブレットのスペック，それから分かる範囲で結構ですが，搭載されているツール，もちろんネット上の無償のツールもあります。それも利用されるかと思いますが，搭載されていますツールの内容，ソフトウェアについてお伺いいたします。

3番目に，土木費，都市計画費，公園費，公園事務事業についてですが，ゴルフ練習場について再開のための環境整備ということで御説明いただきました。こちらは恐らく事業が継続されなかったことについての補助だと思いますが，どのような経費が含まれているのかお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、企画費の行政事務改善費の中の電子自治体推進事業における出先機関での住民票の発行等の業務についての御質問にお答えをいたします。

今回整備いたしますのは2カ所ございまして、まず利根町生涯学習センター、それと利根町図書館のほうに整備をいたします。

利根町生涯学習センターにおきましては、生涯学習センターが開庁している日、全ての日において住民票と印鑑証明の2種類を発行するように整備を整えます。センターがやっている日には、いつ行っても住民票と印鑑証明が取れるという体制を取っていききたいと考えております。

一方の利根町図書館につきましては、先般の全員協議会でも御説明しましたけれども、本庁舎が被災した場合の災害対策本部の代替場所となっておりますので、回線のための設備を今回予定しております。

御質問にあります罹災証明書の発行についてですが、今回生涯学習センターに整備いたします住民票を発行できるシステムと罹災証明書を発行するシステムは別物でございまして、今回は住民票が発行できるシステムのための整備を予定しております。したがって、罹災証明書の発行のほうは予定してはおりません。

罹災証明書の発行に当たりましては、事前の罹災状況の確認というのが必ず必要となりますので、申請してすぐその場で発行できるという性質のものでもございません。

また、参考までに申し上げますと、罹災状況の確認を行いまして、罹災証明書の発行につきましては、郵送での申請と発行も現在行っておりますので、必ずしも窓口にお越しをいただかなくても発行できるような体制が既に整っているような状況でございます。回答は以上です。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、石山議員の御質疑にお答えいたします。

タブレットパソコンのスペック、児童生徒の学習支援のための搭載ツール、ソフトウェアの内容についての御質疑でございますが、タブレットパソコンにつきましては、経費の面や使用する教員の便宜上、茨城県の共同調達を検討しているところでございます。

OSにつきましては、マイクロソフトウィンドウズ、グーグルクローム、iPadの3種類の中から各自治体で選択できるようになっております。

本町におきましては、マイクロソフトウィンドウズを現在検討しておりますが、近隣市町村の状況も踏まえ、OSの選定につきましては柔軟に対応をしていきたいと考えております。

また、文部科学省の標準仕様書では、メモリーが4ギガバイト以上、画面が9インチから14インチ、できれば11インチから13インチが望ましいということになっております。イメージとしては、このA4の紙よりもちょっと小さいぐらいの大きさになるのかなと思っております。

また、LTE通信対応、カメラ機能など示されておりますが、現時点で茨城県のほうから機器等の選定について示されていない状況でございます。搭載ツール、ソフトウェアにつきましても、学習用端末のモデル仕様がそれぞれ示されておりまして、マイクロソフトウィンドウズでは、ワード、エクセル、パワーポイント、アンケートや小テスト機能といった発表ツールが利用することが可能でございます。

しかしながら、無償の基本ツールのみでございますので、まずは、本年度のLAN整備、端末機器の整備を行いまして、有償のソフトウェアにつきましては今後検討してまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 石山議員の御質疑にお答えいたします。

公共施設等の管理維持体制持続化事業の説明文の中には、指定管理者が実施する点検管理や環境整備等に対する支援経費に充当できるとあり、細かい項目の記載はございません。今回は、草刈りの経費を見ております。説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 4番大越勇一です。議案第42号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論いたします。

新型コロナウイルスの影響で、全ての業種が冷え込んでおります。特に中小企業では、大打撃を受けている業種がたくさんあります。

ここで、町内に事業所を有する法人146件、個人事業主116件に利根町中小企業者経営支援助成金が支給されることは、とてもありがたいことです。先に支給されました利根町小規模事業者緊急経営支援助成金を受給した飲食業の皆様から、大変助かった、元気が出たなど多くの喜びの声が聞かれます。

また、我々議員が返上した政務活動費を新型コロナウイルス感染症対策に活用していただけることは、とても喜ばしいことです。

さらに、子育て世帯緊急支援給付金事業では、児童手当を受給している世帯にお子様1人当たり1万円を支給し、子育て世帯への経済的支援を行い、独り親世帯にも、ひとり親世帯緊急支援給付金事業でお子様1人当たり1万円が支給されます。

以上のことから、議案第42号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第6号）に賛成いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第42号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第12、請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

本件については、6月3日の本会議において総務産業建設常任委員会に付託しておりますので、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

井原正光総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員長井原正光君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（井原正光君） 総務産業建設常任委員会に付託された請願の審査の経過と結果を報告いたします。

この請願は、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願です。請願者、日本国民救援会茨城県本部会長田村武夫、紹介議員、峯山典明から提出されました。

当委員会は、6月4日木曜日午前10時から、付託された請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員、

総務産業建設常任委員、全員出席の下に会議を開きました。

まず、申し上げますけれども、この請願理由の中で、参考資料として添付するという事になっておりましたが、紹介議員は、会議を開会してから指摘を受けて配付をしております。慎重な審議を求める上で、また審議する上で、資料は大変重要なものです。以後、請願に添付して提出されるようお願いしたいと思います。

それでは、審査内容について報告いたします。

まず、紹介議員に請願第2号について説明を求めました。紹介議員から、再審は無事が救済される最後のとりで、罪を犯していない人が犯罪者として法により制裁を受ける、これは冤罪です。再審開始が認められ、無罪となる過程では、常に検察により甚大な被害が立ちはだかっている。

壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し証拠を開示しないこと、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察、検察の手にあり、開示の義務はないとされ、無罪証拠が隠されたまま有罪確定をする事例が後を絶ちません。証拠開示にはルールがなく、証拠開示か否

かは裁判官の個別の判断や検察官の任意に委ねられることになり、法の下での平等原則が踏みにじられている。

二つ目の壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されることです。検察の即時抗告、異議申立てにより審査が取り消され、再審請求審が長期化、獄死を遂げられる方もいる。このことから、政府には速やかに証拠開示の制度化を求められている。次の点に再審規定（再審法）の改定を要請します。

一つ、再審における警察手持ちの証拠の全面開示、二つ、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止との説明がありました。

ここでちょっと触れておきますが、さきに申しあげました日本弁護士会からの紹介者が添付すると言ったその書類の中にも、国におけるこういう決議がされておきまして、それとちょっと違っておるので、それも付け加えさせていただきます。

日弁のほうは、一つとして、再審ではなくて、再審開始決定に対する全面的な証拠開示の制度化というふうなことでなっています。二つ目といたしまして、さっき申しあげました検察の不服申立て（上訴）、この「上訴」の文言が抜けておりますということで、ちょっと付け加えさせていただきます。

次に、質疑応答の内容について申し上げます。

委員から、日本国民救援会茨城県本部とはどのような団体なのかとの質疑に対し、紹介議員から、日本国民救援会という組織の茨城県支部で、取組として、言論や表現の自由を守る、冤罪犠牲者を救う、労働者・市民の権利を守る、憲法改悪・悪法阻止の取組、そして遺志を継ぐ合葬追悼運動の取組を行っていると応答しています。

また、日本国民救援会が冤罪事件の支援や弁護している事件についてはどうかとの質疑に対しましては、冤罪の疑いがある再審を訴えたものが125件ある。日本弁護士会の支援している事件が29件で、日本弁護士連合会が支援すべきものという事件から漏れてしまった、外れてしまったものを日本国民救援会が取り扱い、100件近くあると応答しています。

次に、日本国民救援会と再審法改正を目指す市民の会は、死刑についてどのような考えを持っているのか。反対か、どうなのか。また、有罪の人が無罪になってしまうことに対する対応についてはとの質疑については、日本国民救援会は廃止の意思を表示している、市民の会は意思表示を示していません、また、有罪か無罪の逆のアクションの行動は起こしていませんと応答しております。

次に、法の下での平等原則さえも踏みにじられているという表現について質疑があり、この表現は裁判官や検察官にも言えるのかとの質疑については、速やかに再審請求における証拠の開示をするということになっているが、各裁判官の判断、裁量に委ねられていることから、法の下での平等原則さえも踏みにじられているということであると応答しています。

さらに、日本国民救援会で忌避を申し立てたり、弾劾訴追を起こした事例はあるのかとの質疑に対し、判決や下された決定については批判するけれども、裁判官については批判

はしめんと応答しています。

以上のような質疑応答の後に、討論を行いました。

2人の議員から反対討論がありました。反対討論の内容について申し上げます。

請願の受理について、地方議会事務提要の中で、当該地方公共団体に関する事項ではないと認められるものについても受理を拒むことはできない。住民の権利として行われるものであるから、所定の要件を具備されている限り、必ず受理されなければならない。しかし、受理できない中に、基本的人権を否定する請願、個人の秘密を暴露する請願、司法権の独立を侵害する請願があります。請願の内容が当該市町村の権限外のものであれば、審査の結果として不採択のほかはないとあります。また、権限外の事項の場合は不採択とするほかはないと議員必携の中にも記載されています。このことから不採択と判断しますとの反対討論がありました。

賛成討論はありませんでした。

採決の結果、請願に賛成する委員はなく、不採択とすべきものと決定しました。

会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

付け加えて申し上げますが、法律といたしまして、刑事訴訟法は、起訴された被告人が犯罪行為を行ったかどうか、刑罰に科すべきかどうか等について判断すべき手続です。

請願の中で2点ある不服申立ての禁止あるいは上訴することの禁止でございますが、これに関しましては、刑事訴訟法の一部改正が平成28年6月3日法律第54号として平成28年12月1日から施行されております。先ほども峯山議員のほうからる説明がされておりますが、私のほうからも参考までに読み上げてみたいと思います。

刑事訴訟法の一部改正、平成28年6月3日法律第54号、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行、平成28年12月1日から施行するということになっております。

まず、大きな1、刑事訴訟法の一部改正関係、取調べの録音・録画制度の創設。

検察官又は検察事務官は、死刑若しくは無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件又は短期1年以上の有罪の懲役若しくは禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件、また、司法警察員が送致又は送付した事件以外の事件について逮捕又は勾留されている被疑者を取り調べるときは、被疑者が記録を拒んだことその他被疑者の言動により記録をしたならば被疑者が十分に供述をすることができないと認めるとき等を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならないこととし、司法警察職員が、これら事件について逮捕又は勾留されている被疑者を取り調べるときも同様とする。

二つ目といたしまして、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設。

検察官は、必要と認めるときは、特定犯罪（一定の財政経済関係犯罪並びに薬物及び銃器に関する犯罪をいう。）に係る事件の被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が

特定犯罪に係る他人の刑事事件について検察官等の取調べに際して真実の供述をすること等の行為をし、かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について公訴を提起しないこと等の行為をすることを内容とする合意をすることができることとした。

弁護人による援助の充実化。

被疑者国選弁護制度の対象を、勾留状が発せられている全ての被疑者とする事とした。
証拠開示制度の拡充。

検察官は、公判前整理手続等において、検察官請求証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならないこととした。

それから、犯罪被害者等及び証人を保護するための措置でございます。

検察官は、証人等の氏名等を知る機会を与えるべき場合において、証人等の身体又は財産に害を加える行為等がなされるおそれがあると認めるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、弁護人に対し、当該氏名等を知る機会を与えた上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること等ができることとし、特に必要があると認めるときは、被告人及び弁護人に対し、当該氏名等を知る機会を与えず、これに代わる呼称等を知る機会を与えることができることとした。

それから、大きな2の刑法の一部改正関係でございます。

犯人蔵匿等の罪の法定刑を「三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」とすることとした。このようになっています。

以下、通信傍受に関することですが、ちょっと長くなりますが、もう少し読んでみたいと思います。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正関係であります。

犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大。

通信傍受の対象事件に、殺人、逮捕及び監禁、窃盗、詐欺等を加えることとし、これらの罪について裁判官の発する傍受令状により犯罪関連通信の傍受をすることができるのは、当該罪に当たる行為が、あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われるものであると疑うに足る状況がある場合に限ることとした。

それから、暗号技術を活用する新たな傍受の実施方法の導入でございます。

一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続。

検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者（以下「通信管理者等」という。）に命じて、通信の暗号化をさせて一時的保存をさせる方法により、傍受をし、その後において、通信管理者等に命じてその復号をさせ、復元された通信を通信管理者等の立会いの下に再生することができることとした。

それから、特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手続でございます。

検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、通信の暗号

化をさせ、特定電子計算機（傍受又は再生をした通信について、全て、自動的に、暗号化をして記録媒体に記録する等の機能を有する電子計算機をいう。）に伝送させた上で、次のいずれかの措置を取ることができることとし、この場合においては、通信管理者等を立ち合わせることを要しないこととした。

受信と同時に復号をし、傍受をすること。

一時的保存をし、その後において、復号をして復元された通信を再生すること。

この附則といたしまして、この法律の施行後3年を経過した場合において、取調べの録音・録画制度の在り方のほか、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしたと、このようになっておるところでございまして、現在、関係機関等が協議を続けているという状況でございます。

以上、報告させていただきます。ちょっと長くなりました。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1 番 峯山典明議員。

〔1 番 峯山典明君登壇〕

○1 番（峯山典明君） 1 番 峯山典明でございます。国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願へ賛成討論をいたします。

この意見書の根拠を規定するのは、地方自治法99条です。地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁に提出することができるのとあります。この場にいる多くの方が御存じの布川事件では、無罪まで相当の年数がかかっています。まさに利根町民にもいつ起こるか分からない、それが冤罪事件です。

再審法の改正を求めることは、利根町民を守ることにもつながります。利根町民を守るということは、公益に関することでもあります。より良い刑事訴訟法に向けて、法改正、法整備に向けて利根町議会から意見書を上げることは何らちゅうちょすべきではないと申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を採決します。

請願第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立少数です。したがって、請願第2号は不採択と決定されました。

○議長（船川京子君） 日程第13、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から、所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管・所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和2年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月3日から本日まで、通算8日間にわたり行われました今定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には、慎重なる御審議をいただきました結果、御提案を申し上げました案件全て原案のとおり可決並びに御承認をいただきましたことに、心より厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会で行われた一般質問や議案審議の過程において議員の皆様から頂きました御意見や御提言などにつきましては、今後の町政運営に参考とさせていただきたいと思っております。

今定例会の冒頭でも申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により日本経済の現状は極めて厳しい状況にあり、家庭、地域経済など各方面にも大きな影響を及ぼしております。

町といたしましても、町が行うべきコロナ対策を継続しながらも、町民の生活の安定、そして社会経済活動の再開に向け尽力していく所存でございます。

議員の皆さんにおかれましては、健康に留意され、さらなる町の発展のために町政に対する御理解と御協力をお願い申し上げます。議会定例会の閉会に当たり挨拶とさせていただきます。8日間大変御苦労さまでございました。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

○議長（船川京子君） 以上で、本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和２年第２回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回令和２年第３回定例会は、令和２年９月１日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後零時２９分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

利根町議会副議長 新 井 邦 弘

署 名 議 員 石 山 肖 子

署 名 議 員 花 嶋 美清雄